

平成13年2月5日  
事務連絡

各府省公益法人担当 殿

内閣官房行政改革推進事務局  
行政委託型公益法人等改革推進室

総務省大臣官房管理室

### 国の所管する公益法人の総点検について

標記については、本年1月30日に開催された閣僚懇談会において、橋本行政改革担当大臣から各閣僚に対し、主務官庁としての権限に基づき、その所管するすべての公益法人について、別添に示される観点から、今年度内を目標に総点検を実施し、その結果の報告を要請したところです。

各府省におかれましては、下記により総点検を行い、その結果の報告をお願いします。

#### 記

##### 1. 点検の内容等

点検すべき基本的な項目は次のとおりとし、点検に当たっては、別紙に掲げる留意事項(例)を参考に実施することとする。

なお、所管省庁において、個々の法人の事業の特性に応じ、必要な点検項目の追加を行うことは差し支えない。

民業圧迫・ユーザー利益の阻害

目的と活動との整合・適切な情報公開

高額な役員報酬及び退職金

委託先・発注先選定の公正性

##### 2. 点検結果の報告等

各府省は、本年度内を目標に基本的な項目について総点検を実施し、所管する個々の公益法人に関する点検の結果を取りまとめた上で、別紙様式により、本年3月30日(金)までに行政改革事務局あて提出する。

なお、報告された総点検の結果については、後日公表することとするが、その公表方法等については追って連絡する。

また、個々の法人に関する点検及びその取りまとめに係る相談が必要な場合には、行政改革推進事務局又は総務省に、随時行うものとする。

## 総点検に当たっての留意事項（例）

### 1 「民業圧迫・ユーザー利益の阻害」

- (1) 公益法人の行う事業が営利企業の事業として成立するものであり、営利企業による同種の事業が著しく普及しているという状況にないか。
- (2) 公益法人が行う収益事業の支出規模が、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものであるか、具体的には可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめているか。
- (3) 公益法人による事業の独占の弊害、公益法人の行う事業に係る料金に係る指摘がなされていないか。  
(指導監督基準2(1)、2(2)、2(3)及び2(6) 参照)

### 2 「目的と活動との整合・適切な情報公開」

- (1) 公益法人の行う事業が次のいずれにも該当しているか。  
当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること  
事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること  
管理費の総支出額に占める割合が過大なものでないこと  
(指導監督基準2(1)、及び5(8)参照)
- (2) 以下に掲げる業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供しているか。  
定款又は寄附行為  
役員名簿  
(社団法人の場合)社員名簿  
事業報告書  
収支計算書  
正味財産増減計算書  
貸借対照表  
財産目録  
事業計画書  
収支予算書  
(指導監督基準7(1)参照)

### 3 「高額な役員報酬及び退職金」

- 役員報酬や退職金が、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて、適切なものとなっているか。  
(指導監督基準4(1) 参照)

### 4 「委託先・発注先選定の公正性」

- (1) 公益法人の行う事業に関し、委託先や発注先が複数年度連続して同一の者で

ある場合、連続していることにつき合理的な理由があるか。

- (2) 公益法人の行う事業に関し、委託先や発注先となる企業が、公益法人の役員が当該企業の役員を兼務している場合、公益法人の役員の親族が経営している企業である場合、公益法人が当該企業の株式を保有している場合等においては、当該企業を委託先や発注先として選定することに合理的な理由があるか。

## 5 その他の点検項目

例えば、財団法人における評議員会の設置、会計監査における公認会計士の関与等が考えられるが、各省庁の抱える問題に対応して適宜点検項目を設定されたい。

(別紙様式)

## 総点検に当たって整理すべき事項

( 府・省 )

1 . 監督権限に基づき実施している具体的取組

2 . 点検を実施するに当たって判断のもととする具体的基準

民業圧迫・ユーザー利益の阻害

目的と活動との整合・適切な情報公開

高額な役員報酬・退職金

委託先・発注先選定の公正性

# 総 点 検 結 果 表

( 府・省 )

	民業圧迫・ユーザー利益の阻害	合・適切な情報公開		高額な役員の報酬・退職金	委託先・発注先選定の公正性	追加項目 ( )	備考
		目的	公開				
A財団							高額な役員報酬の改善を求め、是正された。 ( 年 月 日 ~ 改善命令 )
B協会	×						当該公益法人のみによる代行制度を廃止する予定。
C組合		×					収益事業の縮小を求めたところ。 ( 年 月 日 ~ 改善命令 )
D事業団					×		情報公開を求め、開示された。 ( 年 月 日 ~ 改善命令 )
E互助会					×		委託先の変更を求めたところ。 ( 年 月 日 ~ 改善命令 )

(注) 判断の表示例

：問題が認められない。

：問題が認められたが、直ちに措置。

×：問題が認められ、現在、措置中。